

**令和4年度  
第4次安来市男女共同参画計画  
年次報告書**



**令和5(2023)年7月  
安来市**

## 目 次

はじめに

第 1 章	第 4 次安来市男女共同参画計画 施策体系図 . . . . .	1
第 2 章	基本目標別施策の実施状況 . . . . .	2
第 3 章	数値目標の進捗状況 . . . . .	1 4
資料編	(安来市男女共同参画推進条例) . . . . .	1 5

## はじめに

第4次安来市男女共同参画計画では、第3次計画までの成果と課題を踏まえ、次の3点を基本目標に掲げています。

### I 男女共同参画社会への意識づくり

男女の固定的な役割分担や慣習を改め、男女共同参画社会に向けての意識改革を地域や学校等において積極的に推進していきます。

### II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

政策方針決定過程における審議会等への女性の参画率向上に努めます。また、男女とも長時間労働をはじめとする働き方等の見直しや、家事、育児、介護等に参画する環境整備（ワーク・ライフ・バランス）を推進していきます。

### III 個人の尊厳の確立

男女共同参画の視点を持った各世代における健康づくりの支援や、困難を抱える全ての人が安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

安来市では、これらの事項を具体的に推進していくために、市役所内の男女共同参画推進本部を中心に男女共同参画施策の全庁的推進体制を整え事業展開を行ってきました。

地域においては、交流センターごとの地区人権・同和教育推進協議会、男女共同参画サポーターをはじめとした、様々な団体の皆様の協力を得ながら、男女共同参画にかかる学習会を開催し、教育・啓発を進めてきました。

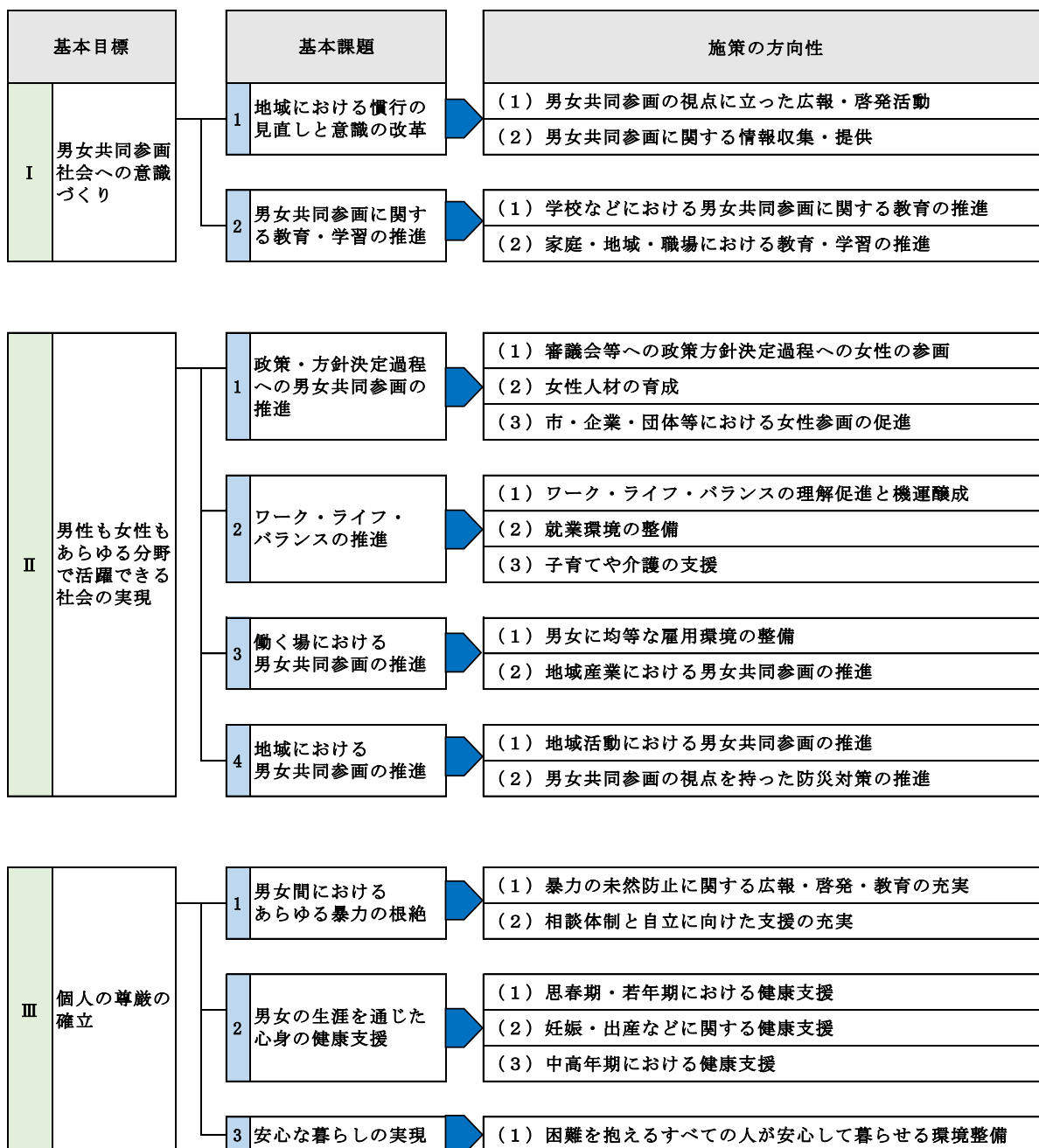
職場、企業においても市人権・同和教育推進協議会企業部会を中心とした研修会を開催し、島根労働局雇用環境改善室及び松江公共職業安定所安来出張所から職場における各種ハラスメントの防止や男女均等な採用選考についての情報提供や研修会が開催されました。

しかしながら、2020年以降続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集うような各学習会や研修などが引き続き中止されたため例年より実施回数が伸びず、数値目標成が困難となりました。

本報告書は、「安来市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、市役所各課の取組状況を3つの基本目標ごとにまとめ、成果や課題、改善意見をまとめて公表するものです。

今後も、市民の皆様には本市の男女共同参画の現状と施策について理解を深めていただき、職場・家庭・地域・教育現場等あらゆる場面・分野で男女共同参画を推進していきます。

# 第1章 第4次安来市男女共同参画計画 施策体系図



## 第2章 基本目標別施策の実施状況

### 基本目標Ⅰ. 男女共同参画社会への意識づくり

#### 基本課題1 地域における慣行の見直しと意識の改革

##### 【施策の実施状況と効果等】

◇新型コロナウイルス感染対策を実施しながら人権啓発イベントを実施し、広報やすぎの「シリーズ人権を考える」において男女共同参画に関わる記事を掲載し、広く市民への啓発を行うことができました。

##### (1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
へ男の女意識共同啓発社会	広報やすぎ「シリーズ人権を考える」において、家庭・地域・職場で男女共同参画について取り組むことの大切さを掲載した。 また、男女役割意識をセルフチェックできる「自己診断シート」も掲載した。	○全戸配布により市内全体に向けて啓発ができた。	人権施策推進課
のイ人実ハ権施、啓ト発	人権フェスティバルつなげて未来や2022 in はくたにおいて、男女共同参画サポーターと連携し展示やかるた大会を開催し啓発を行った。	○大人から子どもまで集まるイベントで啓発物を多くの人に見てもらうことができた。	人権施策推進課
実市施職員研修の	男女共同参画に特化した研修は実施しなかったが、同和問題、性の多様性、障がいのある人の人権といったテーマの中で、男女共同参画についても啓発を行った。	○日々の業務に役立つワーク形式を取り入れたことで参加者の満足度が高かった。	人事課

##### (2) 男女共同参画に関する情報収集・提供

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
公の市表実民施意結果調査の査	地域・企業等への啓発活動で、市民の意識の現状を伝え、啓発の資料として有意義に活用した。	◎各課と連携して男女共同参画に関する課題の改善に向けて施策の見直しや改善を図る必要がある。	人権施策推進課
施関男女状況の共同公表の画実に	令和3年度年次報告書を作成し、安来市における男女共同参画施策実施状況をホームページにて公表した。	◎ホームページだけでなく市報等にも掲載すると良い。	人権施策推進課

## 基本課題2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 【施策の実施状況と効果等】

◇学校教育においては、各小・中学校、保育施設で人権教育カリキュラムを作成し、男女共同参画についての教育活動が展開されています。

◇各交流センターとの連携を図りながら、男女共同参画の視点を持った人権講座を開催しました。講座を継続的に開催することで、ひとりひとりの意識が高まると考えます。

### (1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
教職員の研修や指導の実施	中学校では社会科公民の授業において男女共同参画社会基本法の理念など学習している。小学校でもSDGsについての学習の中で、目標5についても学習することが増えている。教職員研修においては、今年度はこのテーマでは研修を行っていない。	●まずは教職員から、性別による固定的な役割分担意識について考えなおしていくような取組をしていきたい。	学校教育課
園等職員の研修の実施	実施せず		子ども未来課
男女平等教育の推進	各学校でLGBTQについての研修が進む中で、多様性を認める気運が高まり、子どもたちの中でもジェンダーにとらわれない学校生活や、将来の生活を考える意欲が高まって来た。		学校教育課

### (2) 家庭・地域・職場における教育・学習の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
地域・企業への意識啓発	各交流センターとの連携を図りながら男女共同参画の視点を持った人権講座を開催した。安来市企業等人権・同和問題研修会で企業に対して研修会を行った。男女共同参画の視点を持った絵本の展示・貸し出しを行った。	○年間22講座開催し、参加者アンケートで肯定的な評価を多く得た。 ○高齢者ミニサロン、交流センター役員会等と併せて講座を実施することによって参加人数の確保に努めた。 ○市職員や来庁者のみならず、小学校の読み聞かせに活用していただく等、人権及び男女共同参画の啓発の一助とすることが出来た。	人権施策推進課
画における意識啓発	○今年度親学プログラムを行ったPTAがあった。		学校教育課



## 基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【施策の実施状況と効果等】

- ◇企業等に対し、男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについての研修を行いました。
- ◇様々な文化イベントについて行政告知端末や市報での告知を行い、市民の余暇活動の促進を行いました。
- ◇子育てに関する情報発信や家族介護用品支給により子育て・介護支援サービスの充実を図り、子育て支援センターやつどいの広場での相談・イベント、いきいき健康教室やこけのないからだ体操などでの介護予防事業により、相談体制を整備しました。

### (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
理解に・業 対各・ 進す種事 る団業	安来市企業等人権・同和問題研修会で松江職業安定所と連携して、ワーク・ライフ・バランスに関する説明や講演を行った。	●男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについて、具体的積極的な啓発の場を開拓する必要がある。	人権施策推進課
情をム市 報活ペ報 提用ー・ 供しジホ た等ー	実施せず。		人権施策推進課
余 暇 活 動 の 推 進	【スポーツ振興係】 スポレク広場、SOMPO ボールゲームフェスタなどの市民が広く参加できるイベントについて、チラシ等での周知だけでなく、地区体協や交流センター、学校を通じ、地域の様々な団体に対し積極的な周知を行った。	【スポーツ振興係】 ●若年層を対象とした体育事業について、スポーツ少年団等の活動・大会とスケジュールが被ることが多く、絶対的な人口が少ない中でスポーツイベント成立させるためのスタッフ・参加者の確保において社会体育活動コミュニティに限らない連携が必要である。	地域振興課

### (2) 就業環境の整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
業市 制職 度の員 のの 取育 得児 促の 進介 護 休	国に準じて、「安来市職員の育児休業等に関する条例」を改正し、育児休業の取得回数の制限緩和等、育児休業が取りやすい制度とした。 職員研修として、「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施し、働きやすい職場に向けて理解の促進を図った。		人事課
度児団企 の活介体業 用護等・事 促休業所 進業の育・	安来市企業等人権・同和問題研修会で松江職業安定所と連携して、説明や講演を行った。	◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課



(3)子育てや介護の支援

施策	実施状況	効果等（○効果 ●課題 ◎改善意見）	所管課
子育て支援サービスの充実	妊娠の届出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て講座など機会を通じて子育てに関する情報発信を行った。	○タイムリーに情報発信を行うことで、子育て支援サービスの利用や仲間づくりができ、負担感の軽減につながっている。また、子育て支援イベントを定期的に開催し、外出機会を増やすことで、子育て世帯の孤立解消に寄与した。	子ども未来課
介護支援サービスの充実	<p>【家族介護用品支給事業】在宅で要介護4,5の認定者を介護している方（市県民税非課税世帯）に介護用品クーポン兼を支給。</p> <p>【介護マーク配布事業】認知症の方などの介護を異性が行うと公共トイレ利用や下着などの買い物に偏見を持たれることがあり、周囲に理解してもらうため「介護中」の名札を配布。</p> <p>【認知症家族のつどい・男性介護者のつどいの拡充】毎月第3月曜日に開催。</p> <p>【広報】介護予防ガイドブックを全戸配布。</p>	<p>○介護用品クーポン券を支給することによって家族の負担を軽減している。</p> <p>○各庁舎に介護マークちらしと名札を設置。また包括の総合相談事業にも活用いただき介護者の安心感につながっている。</p> <p>○認知症介護者がひとりで抱えがちな介護の悩みを同じ境遇の人と話し合うことで介護者の孤立感や身体的、精神的負担を軽減し、在宅介護の支えとなっている。計11回開催。延べ15名参加。</p>	介護保険課
相談体制の整備	子育て支援センターやつどいの広場において、親子が気軽に集い、子育てに関する情報交換や相談を行った。安来高校の生徒が作成したパンフレットを用いて、「つどいの広場」の周知を図った。	○子育て支援センターやつどいの広場において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談やイベント等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援につながっている。	子ども未来課
相談体制の整備	【介護予防事業】ミニサロン、ミニデイサービス、ふれあい講座、いきいき健康教室、こけないからだ体操などの介護予防事業を実施。必要時は専門職も関わり支援する。	<p>○自らが介護予防対策として健康づくりに取り組む意識の醸成が図られている。</p> <p>●参加者は圧倒的に女性が多く男性の参加者が少ない。また参加者が固定しており団塊の世代が高齢者となる中広く参加できる内容等の充実が必要。</p> <p>◎介護関係の講演、研修、出前講座、認知症サポーター養成講座などの機会を捉えPRを行う。</p>	介護保険課

### 基本課題3 働く場における男女共同参画の推進

#### 【施策の実施状況と効果等】

- ◇企業等に対しポジティブアクションの啓発や男女均等な採用選考の説明を実施しました。
- ◇「家族経営協定」締結を推進し、女性農業従事者の地位向上を図るための啓発を実施しました。

#### (1) 男女に均等な雇用環境の整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
の企 普ジ 業業 等 及テ 啓イ 発ブ 対 ア ク ス シ ョ ン	安来市企業等人権・同和問題研修会において、女性活躍を推進している企業の代表を講師に招き説明や講演を行った。	◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課
連ハ 携ロ ー ワ ー ク と の	安来市企業等人権・同和問題研修会でハローワークから企業に向けて男女均等な採用選考ルールの説明を実施した。	◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課

#### (2) 地域産業における男女共同参画の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
農 林 業 団 体 等 へ の 女 性 の 参 画 促 進	<p>○農業経営改善計画認定申請書（更新含む）の提出の際に「家族経営協定」締結を推進し、女性農業従事者の地位向上を図るための啓発を実施。</p> <p>【実績】</p> <p>①R4年度家族経営協定締結 0件</p> <p>②家族内での女性農業従事明確化（法人除く） R4年度申請10件の内 4件</p> <p>○その他、団体等への女性参画の促進に係る独自取組みは実施せず。</p>	○家族内での担当業務の明確化	農林振興課

## 基本課題4 地域における男女共同参画の推進

### 【施策の実施状況と効果等】

◇地域行事等において男女共同参画に関する出前講座を実施し、交流センター1館において女性の館長を登用しました。

◇災害用備蓄生理用品を購入する際の製品の選定にあたり女性の意見を取り入れました。

### (1) 地域活動における男女共同参画の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
男女地域共同参画等における推進	男女共同参画に関する出前講座を年22回実施した。	◎男性が参加しやすい広報を行い、参加率を上げる必要がある。	人権施策推進課
男女地域共同参画等における推進	自治会・自治会役員における女性の参画については、自治会を構成する各世帯ならびに各自治会の裁量であり、それらの自主性を尊重する立場から働きかけは行っていない。また自治会長・連合自治会役員の報告には性別を訊ねる項目を設定していない。 交流センター1館において、女性の館長を登用している。(地域振興課)実施せず(広瀬・伯太地域センター)		地域振興課 広瀬地域センター 伯太地域センター
子育て・児童・青少年・高齢者・障害者・外国人・外国人労働者・外国人労働者・外国人労働者	男女共同参画に関する出前講座を年22回実施した。	◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課

### (2) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
男女共同参画の視点	女性の視点を活かした防災体制の確立のため、安来市防災会議の委員に女性の登用を推進した。 具体的には、外部機関からの委員選任の際に、女性の登用を依頼し、内部委員に関しては役職によらず、女性職員を任命した。 委員25名中、女性8名(登用率32%)	◎引き続き男女双方の視点に立った防災体制の確立を目指す。 避難所における備蓄物資の整備にあたり、男女双方の視点を取り入れる。	防災課

## 基本目標Ⅲ. 個人の尊厳の確立

### 基本課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 【施策の実施状況と効果等】

- ◇DV相談・未然防止に関する市民への周知を行うほか、島根県女性相談センター等の関係機関との連携強化を図り情報共有や面談を行いました。
- ◇学校教育においては、男女のより良い関わり方、性に関する指導等を行い、教職員に向けてもセクハラをテーマとした研修を実施しています。

#### (1) 暴力の未然防止に関する広報・啓発・教育の充実

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
のD 未然 防止 の意 識啓 発 等	DVの相談窓口やDV防止、女性保護に関し、市ホームページの修正を行った。また、島根県から届くDV防止に関するリーフレットの窓口の設置やポスター掲載などにより啓発を行った。	●市民への効果的な周知方法	福祉課
医療 機関 等 関係 機関 との 連携 強化	島根県女性相談センターと顔の見える関係を作り、連携を深めるための連絡会を行った。また、安来警察署とも日々のケース通して連携を深めた。 子どものいる家庭については、子ども未来課を調整機関とする要保護児童対策協議会実務者会議に出席し、要保護児童の家庭に関する情報共有を行うほか、子ども未来課と連携し対応した。(福祉課)  心理的虐待にあたる子どもの面前でのDVが確認された場合には、福祉課などの関係部署や関係機関と連携し対応を行った。(子ども未来課)	○関係機関との連携強化(福祉課) ○必要に応じて情報共有やケース会議を行うことで、適切な対応につながっている。(子ども未来課)	福祉課 子ども未来課
教や授 育性業 ・犯等 啓罪を 発を通 止した のD V	各学校では、人権週間の取組でいじめについて考えさせたり、温かい言葉掛けを奨励したり、よりよい関係づくりを考えさせる取組が定着してきた。自分の気持ちを言葉で伝えること、相手の気持ちを尊重することなど、全教育活動において意識されている。	◎中学校でのデートDVに関する講演会などは、単発的に行われていたが、計画的に取り入れていく必要があると思う。 ◎人権尊重の基礎を培う取組に合わせ、具体的な事例を挙げてDVや虐待を考えさせるような取り組みも必要と考える。	学校教育課

(2) 相談体制と自立に向けた支援の充実

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
相談体制の充実	DVに関しては、警察や島根県女性相談センターと連携し対応や支援を行い、子どもがいる家庭については要保護児童対策協議会の調整機関である子ども未来課とともに関係者との面談や支援を実施した。 高齢者虐待に関しては、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携し対応した。	○虐待・暴力事案への対応と支援、虐待防止	福祉課
の自立のための支援	子どものいる家庭については、子ども未来課を調整機関とする要保護児童対策協議会実務者会議に出席し、要保護児童の家庭に関する情報共有を行うほか、子ども未来課と福祉課で連携し支援を行った。	○虐待・暴力事案への対応と支援、虐待防止	福祉課

## 基本課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

### 【施策の実施状況と効果等】

- ◇高校生に向けて性感染症についての情報提供を行うほか、薬物乱用の入り口となる飲酒・喫煙についての学習も行っています。
- ◇不妊治療に対する助成事業を実施し、不妊に関する不安や経済的負担の軽減を図っています。
- ◇妊娠届出時のアンケート等により妊娠期からの早期支援を行うよう努め、マタニティ教室や妊婦歯科検診を行い子育て支援に関する情報提供を行いました。
- ◇健診の受診促進や糖尿病等生活習慣病予防として運動・栄養指導等対象者にあわせた健康教室を実施しました。また、自死予防啓発及び相談窓口の周知・啓発を実施しました。

### (1) 思春期・若年期における健康支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
識性 感染 症等 への 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん予防普及啓発健康講座において性感染症についても情報提供を実施。(6/8 情報科学高校3年生100人)</li> <li>・成人式で男女ともに子宮頸がんに関するパンフレットを配布し性感染症について情報提供をした。</li> </ul>		いきいき健康課
の周知 D V 相 談 窓 口 と 支 援 体 制	<p>DVに関しては、警察や島根県女性相談センターと連携し対応や支援を行い、子どもがいる家庭については要保護児童対策協議会の調整機関である子ども未来課とともに関係者との面談や支援を実施した。</p> <p>高齢者虐待に関しては、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携し対応した。</p>	○虐待・暴力事案への対応と支援、虐待防止	福祉課
知飲薬 識酒物 のへの 啓発正 しい	中学校では保健体育の時間に青少年の飲酒喫煙の防止についての学習を継続的に行っている。		学校教育課

### (2) 妊娠・出産などに関する健康支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
業相不 の談妊 充、に 実助関 成す 事る	不妊治療費等助成制度により費用負担の軽減を行い、ホームページ等により周知に努めた。	○不妊に関する不安や経済的負担の軽減が図られている。ホームページを見た方からの申請や問合せもあり、周知効果は高いと考える。	子ども未来課

助産師、保健師による訪問指導	妊娠届出時のアンケートや医療機関からの連絡票等により、妊娠期からの早期支援を行うよう努めた。 マタニティ教室は年4回に開催。参加者46名(妊婦及び夫含む) 出産後は全戸訪問をめざし、タイムリーに適切な支援が行えるよう努めた。	○妊娠期から妊婦と関係づくりができ、産後の支援がスムーズにつながることができた。	子ども未来課
育児支援の充実	妊娠届出時のアンケートや医療機関からの連絡票等により、妊娠期からの早期支援を行うよう努めた。 マタニティ教室は年4回に開催。参加者46名(妊婦及び夫含む) 妊婦歯科検診は年4回実施。受診者83名(受診率53.8%) 教室等の機会を通じて、子育て支援に関する情報提供を行った。	○支援が必要なケースについては妊娠期から早期に支援を行うことができた。	子ども未来課

### (3) 中高年期における健康支援

施策	実施状況	効果等(○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
の健診(検診)の受診促進	特定健診及び乳がん、子宮がん、肺がん、胃がん、大腸がん検診を実施。集団及び個別検診の方法で休日検診等受診促進を図った。	●未受診者への受診行動の促進が必要である。	いきいき健康課
予生活習慣病の予防啓発	地区単位や団体等で糖尿病等の生活習慣病予防として運動・栄養指導等を対象者にあわせ健康教室を実施した。また、各地区健康推進会議が実施する健康づくり活動を支援した。また、状態に合わせた栄養相談を実施した。	○新型コロナウイルス感染を予防しながら、内容を縮小したり工夫をしたりしながら再開している地区の健康づくり活動を支援できた。 ●働き盛り世代の健康づくりの推進が必要である。	いきいき健康課
自死対策の推進	・講演会 3月自死対策強化月間にあわせ「しまね自死遺族フォーラム in 安来」を開催 ・自死予防キャンペーンを安来市立図書館で啓発コーナーを設置し予防啓発及び相談窓口の周知・啓発を実施。 ・安来市商工会議所の広報誌にゲートキーパー養成講座の記事を掲載し啓発を行った。	○自死予防相談窓口等広く市民の周知・啓発ができた。 ●関係機関等とのネットワーク強化、現状及び正しい知識の啓発ゲートキーパー養成が必要である。	いきいき健康課

### 基本課題3 安心な暮らしの実現

#### 【施策の実施状況と効果等】

- ◇生活困窮者支援のための相談・対応を積極的に実施しましたが、未だ支援が行き届かない方もおられる状況です。
- ◇地域包括支援センターでの相談窓口では高齢者に関する相談件数が増加しています。相談内容が複雑化してきており、対応が難しい現状です。
- ◇ひとり親家庭の支援については、関係団体との連携を図りながらワンストップサービスを行いました。ひきこもりや不登校の状況にある子ども・若者については、アウトリーチによる就労支援や学習支援をねばり強く行いました。

#### (1) 困難を抱えるすべての人が安心して暮らせる環境整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
生活困窮者への取組	自立支援機関支援調整会議及び就労支援協議会等に参画し、生活困窮者対策等について、協議・連携を図った。 また、生活困窮者支援を円滑に進められるよう、日ごろからの連携に心がけ、関係機関が同席した相談対応も積極的に実施した。	○関係機関との連携強化 ●支援が行き届かない者への対策等	福祉課
高齢者等への生活支援と介護予防の取組	【総合相談事業】 地域包括支援センターで総合相談を実施している。主な相談は高齢者関係であるが、障がい関係の相談については基幹型相談支援センター等と連携し対応している。	○高齢者の相談窓口として相談数が増加している。(R4年度7,618件) ○電話相談の24時間対応を行っている。 ●8050問題、ダブルケア(育児と介護)、生活困窮、認知症問題など相談が複雑化してきており対応が難しくなっている。 ◎関係機関が連携して対応できる体制強化等が必要である。	介護保険課
一人親家庭への就労・経済支援、子どもへの学習支援	ひとり親家庭の就労や経済支援については、母子父子自立支援員が中心となり、社会福祉協議会との連携も図りながら、ハローワークへの同行訪問や福祉資金の貸付などワンストップサービスで支援を行った。 ひきこもりや不登校の状況にある子ども・若者については、子ども・若者支援相談員が中心に、アウトリーチによる就労支援や学習支援をねばり強く行った。	○ひとり親家庭の自立、困難な問題を抱える子ども・若者の就労意欲や学習意欲の向上 ●困難な問題を抱える子ども・若者には、本人の意欲向上のために長期的な伴走型支援が必要である。	福祉課
まちづくりによるユニバーサル	実施せず。		都市政策課



### 第3章 数値目標の進捗状況

#### 計画の数値目標

基本目標	基本課題	項目	現状値 (R4)	目標値 (R7)	担当課
I	2	男女共同参画に関する講座等の実施回数	21回	40回	人権施策推進課
II	1	市の審議会等への女性の参画率	23.1%	40.0%	人権施策推進課
		市職員の女性の管理職登用率	27.5%	30.0%	人事課
	2	育児に積極的に参加する父親の割合	76.8%	55.0%	子ども未来課
		市職員の男性の育児休業取得率	33.3%	5.0%以上	人事課
		4か月児健診受診率	95.2%	98.0%	子ども未来課
		1歳6か月児健診受診率	95.7%	97.0%	子ども未来課
		3歳児健診受診率	98.7%	100.0%	子ども未来課
	4	自主防災組織の組織数	56団体	57団体	防災課
III	2	糖尿病予備軍推定数の割合	22.3%	13.4%	いきいき健康課
		特定健康診査受診率	42.8%	60.0%	いきいき健康課
		介護認定を受けていない高齢者の割合	79.6%	79.3%以上	介護保険課
		介護予防に資する住民主体の通いの場（ミニサロン、ミニデイサービス）への参加者数	7,447人	17,000人以上	介護保険課

## 【資料編】

### ○安来市男女共同参画推進条例

平成26年3月26日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者（親密

※1 当該年度の地域保健・健康増進事業報告より ※2 当該年度4月1日の人数・割合  
う。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産等に関し、男女が互いに理解を深め、性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は民間の団体における政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策については、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会の

あらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念についての理解を深め、その活動に当たり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(啓発活動等)

第10条 市は、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(教育における配慮)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、

必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民又は事業者等からの苦情の申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な調査研究に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、安来市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第4項並びに第13条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年安来市条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

## ○安来市男女共同参画推進本部設置規程

平成26年6月27日

訓令第21号

改正 平成27年3月31日訓令第10号の3

平成29年3月31日訓令第8号

令和2年4月1日訓令第7号の2

(設置)

第1条 安来市男女共同参画推進条例(平成26年安来市条例第11号)に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、安来市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 安来市男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 安来市男女共同参画計画に基づく具体的施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長(消防長を含む。)、地域センター長、市立病院事務部長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進本部の所掌事項を円滑に遂行するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から推進本部長が指名する者をもって組織し、グループリーダーは、男女共同参画担当課の課長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが招集し、その議長となる。
- 4 グループリーダーは、ワーキンググループにおける審議の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第10号の3)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日訓令第7号の2)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



### ◆第4次安来市男女共同参画計画策定経過

年 月 日	会 議 等	主 な 内 容
令和元年 7月26日	第1回推進本部会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
8月29日	第1回推進委員会会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
11月20日	第2回推進本部会議	・素案の審議
11月26日	第2回推進委員会会議	・素案の審議
令和2年 2月14日 ～2月25日	パブリックコメント	・市民からの意見募集
2月26日	第3回推進委員会会議	・計画案の最終審議
3月13日	第3回推進本部会議 (計画案配付による意見集約)	・計画案の最終審査

### ◆安来市男女共同参画推進委員会委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日) (順不同、敬称略)

	所属機関・団体名等	氏 名	備 考
1	安来市小中学校長連絡会	秦 美佐江	
2	松江人権擁護委員協議会安来部会	山本 敏枝	
3	松江公共職業安定所安来出張所	青木 聡一郎	
4	安来市自治会代表者協議会	森脇 千登勢	
5	島根県男女共同参画サポーター	田中 真由美	
6	J Aしまね女性部	原 ますみ	
7	安来市PTA連合会	前田 剛史	
8	識見者	山崎 道弘	
9	公募委員	山岡 公代	



**令和 4 年度  
第 4 次安来市男女共同参画計画  
年次報告書**

**発 行 島根県安来市**  
**編 集 市民生活部人権施策推進課**  
〒692-8686  
島根県安来市安来町 878 番地 2  
電話 : 0854-23-3095